

令和8年3月市議会定例会提出案件

- 議第 1 号 令和7年度鶴岡市一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 議第 2 号 令和7年度鶴岡市一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 議第 3 号 令和7年度鶴岡市一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について
- 議第 4 号 令和7年度鶴岡市一般会計補正予算（第6号）
- 議第 5 号 令和7年度鶴岡市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第 6 号 令和7年度鶴岡市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第 7 号 令和8年度鶴岡市一般会計予算
- 議第 8 号 令和8年度鶴岡市国民健康保険特別会計予算
- 議第 9 号 令和8年度鶴岡市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 議第10号 令和8年度鶴岡市介護保険特別会計予算
- 議第11号 令和8年度鶴岡市休日夜間診療所特別会計予算
- 議第12号 令和8年度鶴岡市墓園事業特別会計予算
- 議第13号 令和8年度鶴岡市病院事業会計予算
- 議第14号 令和8年度鶴岡市下水道事業会計予算
- 議第15号 鶴岡市行政手続条例の一部改正について
- 議第16号 鶴岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
- 議第17号 鶴岡市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 議第18号 鶴岡市職員定数条例の一部改正について
- 議第19号 鶴岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議第20号 鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議第21号 鶴岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 議第22号 鶴岡市先端研究産業支援センター設置及び管理条例の一部改正について
- 議第23号 鶴岡市出羽庄内国際村設置及び管理条例の一部改正について
- 議第24号 鶴岡市市営バス設置及び管理条例の一部改正について
- 議第25号 鶴岡市黒川能の里王祇会館設置及び管理条例の一部改正について
- 議第26号 鶴岡市ケーブルテレビジョン設置及び管理条例の一部改正について
- 議第27号 鶴岡市櫛引情報センター設置及び管理条例の一部改正について

議第 28 号	鶴岡市立温海中学校屋内運動場大規模改修工事請負契約の締結について
議第 29 号	財産の取得について（除雪ドーザ）
議第 30 号	財産の取得について（除雪ドーザ）
議第 31 号	財産の取得について（ロータリ除雪車）
議第 32 号	財産の取得について（ロータリ除雪車）
議第 33 号	財産の取得について（小形除雪車）
議第 34 号	財産の取得について（小形除雪車）
議第 35 号	建物の無償譲渡について
議第 36 号	建物の無償譲渡について
議第 37 号	鶴岡市過疎地域持続的発展計画の策定について
議第 38 号	宝谷辺地に係る総合整備計画の策定について
議第 39 号	大網・田麦俣辺地に係る総合整備計画の策定について
議第 40 号	鶴岡市斎場設置及び管理条例の一部改正について
議第 41 号	鶴岡市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について
議第 42 号	鶴岡市農村センター設置及び管理条例の一部改正について
議第 43 号	鶴岡市西郷地区農林活性化センター設置及び管理条例の一部改正について
議第 44 号	鶴岡市自然学習交流館設置及び管理条例の一部改正について
議第 45 号	鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議第 46 号	鶴岡市リサイクルプラザ設置及び管理条例の一部改正について
議第 47 号	鶴岡市火災予防条例の一部改正について
議第 48 号	鶴岡市立学校校舎等使用条例の一部改正について
議第 49 号	鶴岡市鶴岡アートフォーラム設置及び管理条例の一部改正について
議第 50 号	鶴岡市文化会館設置及び管理条例の一部改正について
議第 51 号	鶴岡市立藤沢周平記念館設置及び管理条例の一部改正について
議第 52 号	鶴岡市史跡松ヶ岡開墾場設置及び管理条例の一部改正について
議第 53 号	鶴岡市体育施設使用料条例の一部改正について
議第 54 号	鶴岡市立学校屋外運動場照明施設設置及び管理条例の一部改正について
議第 55 号	鶴岡市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部改正について
議第 56 号	鶴岡市藤島運動広場設置及び管理条例の一部改正について
議第 57 号	鶴岡市公民館設置及び管理条例の一部改正について

議第 58 号	鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例の一部改正について
議第 59 号	鶴岡市地区構造改善センター設置及び管理条例の廃止について
議第 60 号	鶴岡市羽黒コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について
議第 61 号	鶴岡市手向地区ふるさとセンター設置及び管理条例の一部改正について
議第 62 号	鶴岡市羽黒勤労者研修センター設置及び管理条例の一部改正について
議第 63 号	鶴岡市大網地区地域交流センター設置及び管理条例の一部改正について
議第 64 号	鶴岡市旧遠藤家住宅設置及び管理条例の一部改正について
議第 65 号	鶴岡市大鳥自然の家設置条例の一部改正について
議第 66 号	鶴岡市生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正について
議第 67 号	鶴岡市温海温泉林業センター設置及び管理条例の一部改正について
議第 68 号	鶴岡市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について
議第 69 号	鶴岡市障害者支援センター設置及び管理条例の一部改正について
議第 70 号	鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について
議第 71 号	鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与条例の制定について
議第 72 号	鶴岡市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について
議第 73 号	鶴岡市藤島ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正について
議第 74 号	鶴岡市高齢者活動センター設置及び管理条例の一部改正について
議第 75 号	鶴岡市高齢者等活動支援施設設置及び管理条例の一部改正について
議第 76 号	鶴岡市湯之里公衆浴場設置及び管理条例の一部改正について
議第 77 号	鶴岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議第 78 号	鶴岡市火入れに関する条例の一部改正について
議第 79 号	鶴岡市漁港管理条例の一部改正について
議第 80 号	鶴岡市庄内産業振興センター設置及び管理条例の一部改正について
議第 81 号	鶴岡市勤労者会館設置及び管理条例の一部改正について
議第 82 号	鶴岡市駐車場設置及び管理条例の一部改正について
議第 83 号	鶴岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
議第 84 号	鶴岡市都市公園条例の一部改正について
議第 85 号	鶴岡市営住宅設置及び管理条例の一部改正について
議第 86 号	鶴岡市公共下水道条例の一部改正について
議第 87 号	鶴岡市集落排水処理施設条例の一部改正について

- 議第88号 鶴岡市藤島エコタウンセンター設置及び管理条例の一部改正について
- 議第89号 鶴岡市いでは文化記念館設置及び管理条例の一部改正について
- 議第90号 鶴岡市営羽黒山スキー場設置及び管理条例の一部改正について
- 議第91号 鶴岡市創造の森設置及び管理条例の一部改正について
- 議第92号 鶴岡市ほのかたらのきだい設置及び管理条例の一部改正について
- 議第93号 鶴岡市櫛引たらのきだいスキー場設置及び管理条例の一部改正について
- 議第94号 鶴岡市地場産業振興施設設置及び管理条例の一部改正について
- 議第95号 鶴岡市月山あさひ博物村設置及び管理条例の一部改正について
- 議第96号 鶴岡市タキタロウ館設置及び管理条例の一部改正について
- 議第97号 鶴岡市あさひ自然体験交流施設設置及び管理条例の一部改正について
- 議第98号 字の区域及び名称の変更について
- 議第99号 人権擁護委員候補者の推薦について

令和8年3月市議会定例会提出案件要旨

議第15号 鶴岡市行政手続条例の一部改正について

1 公示送達

意見聴取の公示送達に係る公示事項をインターネットを利用する方法により閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を掲示し、又は公示事項を事務所に設置した端末の画面で閲覧できることとするもの

2 施行期日 令和8年5月21日

議第16号 鶴岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

1 市に対する申請等の手続で一定の書類を提出することとなっている場合において、市が電子情報処理組織を利用し、確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、当該書類の提出を省略できることとするもの

2 施行期日 令和8年4月1日

議第17号 鶴岡市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

1 地域まちづくり未来基金を廃止するもの

2 施行期日 令和8年4月1日

議第18号 鶴岡市職員定数条例の一部改正について

1 消防の事務部局の職員の定数を次のとおり改めるもの

(現行) 207人 → (改正案) 214人

2 施行期日 令和8年4月1日

議第19号 鶴岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 東北公益文科大学が学校法人から一般地方独立行政法人に移行することに合わせ、市から派遣を行うことができる団体に一般地方独立行政法人を加えるもの

2 施行期日 令和8年4月1日

議第20号 鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 1 緊急消防援助隊又は山形県消防広域応援隊として市の管轄区域外の区域に市の消防職員が出動した際の特殊勤務手当を新たに設けるもの
- 2 施行期日 令和8年4月1日

議第21号 鶴岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

- 1 宿泊料の名称を宿泊費に改めた上で、定額支給から上限付きの実費支給に改めるもの
- 2 日当を廃止し、新たに宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として宿泊手当を設けるもの
- 3 移動手段と宿泊を合わせた旅行商品に対する費用として、包括宿泊費を設けるもの
- 4 1キロメートル当たりの車賃の単価を次のとおり改めるもの
(現行) 29円 → (改正案) 22円
- 5 その他の交通費として、公務のために特に必要なものに限り、タクシーの運賃、移動のための自家用車の借り上げの賃料に加え、駐車場料金等についても旅費として支給できることとするもの
- 6 移転料の名称を転居費に改めた上で、定額支給から実費支給に改めるもの
- 7 市と旅行役務提供契約を行い職員の旅行に係る手配を行った旅行代理店等に対し、旅費相当額を直接支払うことを可能とするもの
- 8 実費弁償の対象となる科目及びその額を旅費及び費用弁償と同一とするもの
- 9 施行期日 令和8年4月1日
- 10 経過措置
令和9年3月31日までの車賃の単価は、現行の額とするもの

議第22号 鶴岡市先端研究産業支援センター設置及び管理条例の一部改正について

- 1 入居室、シェアオフィス及びレクチャーホールの使用料（基本使用料）を別紙のとおり改めるもの
- 2 施行期日 令和8年10月1日

議第23号 鶴岡市出羽庄内国際村設置及び管理条例の一部改正について

- 1 ホール等の有料施設の使用料（基本使用料）を別紙のとおり改めるもの
- 2 施行期日 令和8年6月1日

議第24号 鶴岡市市営バス設置及び管理条例の一部改正について

1 市営バスの使用料を次のとおり改めるもの

(1) 乗車距離に応じた使用料

乗車地点から降車地点までの距離	現行	改正案	改定率
5キロメートル未満	100円	130円	30%
5キロメートル以上10キロメートル未満	200円	260円	
10キロメートル以上15キロメートル未満	300円	390円	
15キロメートル以上20キロメートル未満	400円	520円	
20キロメートル以上	500円	650円	

(2) 回数券

現行	改正案	改定率
100円券(22枚綴り)	2,000円	130円券(22枚綴り)

2 施行期日 令和8年10月1日

議第25号 鶴岡市黒川能の里王祇会館設置及び管理条例の一部改正について

1 開館時間

施設が開館する時間を午前8時30分から午前9時に改めるもの

2 黒川能の里王祇会館使用料

1時間当たりの使用料(基本使用料)を次のとおり改めるもの

区分		現行	改正案	改定率
各室使用料	多目的ホール	1,050円	1,150円	10%
	研修室	520円	570円	
	視聴覚室	520円	570円	
	調理実習室	520円	570円	
その他施設使用料		520円	570円	
宿泊研修宿泊料	小・中学生、高齢者	1人1泊 230円	改正なし	
	一般	1人1泊 480円	1人1泊 520円	

3 黒川能の里王祇会館鑑賞料基準額

入場者区分	現行	改正案	改定率
一般	400円	440円	10%
小・中・高校生	200円	改正なし	
高齢者・障害者	300円	改正なし	
団体 (20人以上)	一般	360円	
	小・中・高校生	180円	
	高齢者・障害者	270円	
年間鑑賞券	3,000円	3,300円	

4 施行期日 令和8年10月1日

議第26号 鶴岡市ケーブルテレビジョン設置及び管理条例の一部改正について

1 ケーブルテレビジョンの利用に係る加入金及び利用料金基準額を次のとおり改めるもの

(1) 加入金 (改定率: 18%)

(現行) 3万6,000円 → (改正案) 4万2,400円

(2) 利用料金基準額 (改定率: 15%)

(現行) 月額1,360円 → (改正案) 月額1,560円

2 施行期日 令和8年10月1日

議第27号 鶴岡市櫛引情報センター設置及び管理条例の一部改正について

1 情報センターの使用料を次のとおり改めるもの

区分	現行		改正案	改定率
	昼間	夜間		
研修室	310円	480円	350円	13%
会議室兼視聴覚室	310円	480円	350円	

2 施行期日 令和8年10月1日

議第28号 鶴岡市立温海中学校屋内運動場大規模改修工事請負契約の締結について

- 1 工事名 鶴岡市立温海中学校屋内運動場大規模改修工事
2 工事場所 鶴岡市大岩川字黒岩35番地
3 工期 着工 令和8年3月26日
完成 令和9年3月3日
4 契約の方法 一般競争入札（条件付き）
5 契約金額 298,650,000円
6 契約の相手方 鶴岡市神明町12番4号
株式会社マルゴ
代表取締役 佐藤正晴

議第29号 財産の取得について（除雪ドーザ）

- 1 取得しようとする財産 除雪ドーザ
2 取得予定価格 21,780,000円
3 取得の相手方 鶴岡市斎藤川原字間々下5番地2
コマツ山形株式会社鶴岡営業所
所長 鈴木治

議第30号 財産の取得について（除雪ドーザ）

- 1 取得しようとする財産 除雪ドーザ
2 取得予定価格 19,360,000円
3 取得の相手方 鶴岡市斎藤川原字間々下5番地2
コマツ山形株式会社鶴岡営業所
所長 鈴木治

議第31号 財産の取得について（ロータリ除雪車）

- 1 取得しようとする財産 ロータリ除雪車
- 2 取得予定価格 61,490,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市西新斎町8番17号
旭車輛整備株式会社
代表取締役 堀井善道

議第32号 財産の取得について（ロータリ除雪車）

- 1 取得しようとする財産 ロータリ除雪車
- 2 取得予定価格 61,028,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市外内島字信州川原95番8号
有限会社トガシ機械
代表取締役 佐藤俊勝

議第33号 財産の取得について（小形除雪車）

- 1 取得しようとする財産 小形除雪車
- 2 取得予定価格 37,180,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市西新斎町8番17号
旭車輛整備株式会社
代表取締役 堀井善道

議第34号 財産の取得について（小形除雪車）

- 1 取得しようとする財産 小形除雪車
- 2 取得予定価格 41,459,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市外内島字信州川原95番8号
有限会社トガシ機械
代表取締役 佐藤俊勝

議第35号 建物の無償譲渡について

1 譲渡しようとする建物

- (1) 所 在 鶴岡市堅苦沢字淵ノ上513番地2
- (2) 構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建
- (3) 床面積 9.96m²

2 譲渡の相手方 鶴岡市堅苦沢字淵ノ上533番地

堅苦沢自治会

会長 志田 忠

議第36号 建物の無償譲渡について

1 譲渡しようとする建物

- (1) 所 在 鶴岡市西京田字前田320番地
- (2) 構 造 木造瓦鉛メッキ鋼板ぶき平家建
- (3) 床面積 16.00m²

2 譲渡の相手方 鶴岡市西京田字前田178番地

西京田町内会

会長 佐藤 誠

議第37号 鶴岡市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく鶴岡市過疎地域持続的発展計画の策定について、議会の議決を求めるもの

1 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 地域の持続的発展の基本方針

- (1) 住民の暮らしと安全安心の確保
- (2) 地域資源を活用した魅力の創造
- (3) 集落の維持・活性化と広域化による対応
- (4) 人の流れの創出と新たな担い手の育成
- (5) デジタル技術の活用

議第38号 宝谷辺地に係る総合整備計画の策定について

議第39号 大網・田麦俣辺地に係る総合整備計画の策定について

1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、辺地に係る総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるもの

2 総合整備計画の概要

名称	構成する字名	整備を行う 公共的施設	期間
宝谷辺地	鶴岡市宝谷字舞台、菖蒲池、角沢、跡坂	市道 圃場	令和8年度から 令和12年度まで
大網・田麦俣辺地	鶴岡市大網字赤几、岩菅代、岩台、上ノ山、上堰、大網、大清水、岡田、門田、北山、切通、興屋、越前、坂口、地竹、七五三掛、下山、蛇崩、十八髪、堰ノ入、高平、楯ノ腰、土倉、中茎、中田、中台、中ノ平、中野、中山、西大石、西田、入道、東大石、古田、松倉、水谷、嶺沢、宮ノ北、向山、村下、屋敷田、矢筆、山田、横堰 鶴岡市田麦俣字相生、蟻腰、一枚畑、岩台、岩ノ下、扇平、上米山、岩石、清水尻、下米山、鶴ノ里、七ツ滝、水上、湯元、六十里山	スキー場	

議第40号 鶴岡市斎場設置及び管理条例の一部改正について

1 斎場の使用料を次のとおり改めるもの

種別	使用区分	単位	現行		改正案		改定率
			市民	市民以外	市民	市民以外	
火葬料	年齢15歳以上の 遺体	1体	5,800円	43,000円	7,500円	50,000円	30%
	年齢15歳未満の 遺体	1体	4,100円	32,000円	5,300円	35,000円	
	死産児	1胎	2,300円	16,000円	3,000円	20,000円	
	人体の一部及び 産汚物等	1個		350円		500円	

2 施行期日 令和8年10月1日

議第41号 鶴岡市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について

- 1 センターの開館時間を午前9時から午後9時30分までに統一するもの
- 2 各センターの目的外の使用に係る使用料（基本使用料）を別紙のとおり改めるもの
- 3 センターの休館日を毎月の第3日曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日に統一するもの
- 4 施行期日 令和8年10月1日

議第42号 鶴岡市農村センター設置及び管理条例の一部改正について

- 1 センターの開館時間を次のとおり改めるもの
(現行) 午前8時30分から午後10時まで
(改正案) 午前9時から午後9時30分まで
- 2 センターの目的外の使用に係る使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

(単位：円)

現行					改正案		改定率
区分	午前	午後	夜間	全日	区分	1時間当たり	
大ホール	3,300	5,000	8,800	16,800	大ホール	1,380	
談話室	700	800	1,400	2,300	談話室、第1～第6会議室、第3研修室、パントリー	250	
第1～第6会議室	700	800	1,400	2,300	第1・第2研修室	480	12%
第1・第2研修室	1,300	1,500	2,600	4,600	調理実習室	280	
第3研修室	700	800	1,400	2,300			
調理実習室	800	900	1,600	2,500			
パントリー	600	700	800	1,700			

- 3 施行期日 令和8年10月1日

議第43号 鶴岡市西郷地区農林活性化センター設置及び管理条例の一部改正について

1 センターの開館時間を次のとおり改めるもの

(現行) 午前8時30分から午後10時まで

(改正案) 午前9時から午後9時30分まで

2 センターの目的外の使用に係る使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

(単位：円)

現行					改正案		改定率	
区分	午前	午後	夜間	全日	区分	1時間当たり		
大ホール	2,800	4,400	7,300	14,100	大ホール	1,170	12%	
第1和室	1,500	1,700	2,900	5,100	第1和室	480		
第2和室	800	900	1,500	2,500	第2和室、第1・第2会議室	250		
第1会議室	800	900	1,500	2,500	調理実習室	280		
第2会議室	800	900	1,500	2,500	学習室、講座室	540		
調理実習室	900	1,000	1,700	2,800				
学習室	1,700	1,900	3,300	5,800				
講座室	1,700	1,900	3,300	5,800				

3 施行期日 令和8年10月1日

議第44号 鶴岡市自然学習交流館設置及び管理条例の一部改正について

1 学習交流室の目的外の使用に係る使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

(単位：円)

現行			改正案		改定率
午前	午後	全日	1時間当たり		
1,250	1,360	2,410		440	30%

2 施行期日 令和8年10月1日

議第45号 鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

1 一般廃棄物の処理手数料を次のとおり改めるもの

区分	現行	改正案	改定率
可燃ごみ (10kgにつき)	120円	150円	25%
不燃ごみ (10kgにつき)	120円	150円	
粗大ごみ	3, 300円以内で 市長が別に定める額	改正なし	
粗大ごみ残さ (10kgにつき)	460円	改正なし	
浄化槽汚泥等 (180ℓにつき)	16円	改正なし	

2 施行期日 令和8年10月1日

議第46号 鶴岡市リサイクルプラザ設置及び管理条例の一部改正について

1 会議室等の有料施設の使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

(単位：円)

区分	現行				改正案	改定率
	午前	午後	夜間	全日		
第1会議室	930	1,400	1,250	3,580	370	27%
第2会議室	930	1,400	1,250	3,580	370	
リサイクル工房	520	790	700	2,010	210	

2 施行期日 令和8年10月1日

議第47号 鶴岡市火災予防条例の一部改正について

- 1 総務省令の改正に伴い、テント型サウナ等の簡易サウナ設備を対象火気設備等に追加し、次の規制を施すもの
 - (1) 周囲の建物等から一定の離隔距離を確保すること。
 - (2) 温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
 - (3) 簡易サウナ設備を設置した場合は、従前のサウナ設備と同様に届出を行うこと（個人が設置した場合を除く。）。
- 2 市が住宅火災の予防を推進するため実施する施策に、住宅用の感震ブレーカーの普及促進を追加するもの
- 3 施行期日 令和8年3月31日

議第48号 鶴岡市立学校校舎等使用条例の一部改正について

- 1 校舎等の使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

区分		単位	現行	改正案	改定率
屋内運動場	体育館	1時間	300円	390円	30%
	その他	1時間	100円	130円	
グラウンド	大照明灯	1基30分	130円	160円	30%
	小照明灯	1基30分	70円	90円	
教室		1室1回	200円	260円	
集会室等		1室1回	300円	390円	

- 2 施行期日 令和8年10月1日

議第49号 鶴岡市鶴岡アートフォーラム設置及び管理条例の一部改正について

- 1 観覧料及び展示室等の使用料（基本使用料）を別紙のとおり改めるもの
- 2 施行期日 令和8年10月1日

議第50号 鶴岡市文化会館設置及び管理条例の一部改正について

- 1 ホール等の使用料（基本使用料）を別紙のとおり改めるもの
- 2 施行期日 令和8年10月1日

議第51号 鶴岡市立藤沢周平記念館設置及び管理条例の一部改正について

- 1 記念館の入館料を次のとおり改めるもの

現行			改正案			改定率	
区分		入館料	区分		入館料		
一般入館	個人	大人	320円	一般入館	個人	500円	50%
		高校生・大学生	200円		大学生	200円	
	団体	大人	250円		団体	350円	
		高校生・大学生	160円		大学生	160円	
年間入館券		1,000円	年間入館券		1,500円		

- 2 年間入館券により本人に同伴して入館することができる人数を1名から2名とするもの
- 3 施行期日 令和8年10月1日

議第52号 鶴岡市史跡松ヶ岡開墾場設置及び管理条例の一部改正について

- 1 一番蚕室の入館料を次のとおり改めるもの

区分	現行	改正案	改定率
個人	300円	400円	
団体	250円	300円	30%

- 2 施行期日 令和8年10月1日

議第53号 鶴岡市体育施設使用料条例の一部改正について

- 1 体育施設の使用料を別紙のとおり改めるもの
- 2 体育施設の目的外の使用に係る使用料を次のとおり改めるもの

区分	単位	現行	改正案	改定率
場内	1 区画 4 時間以内	1, 100円	1, 420円	30%
	1 区画 4 時間超 8 時間以内	2, 200円	2, 850円	
場外	1 m ² 1 日	23円	29円	

3 施行期日 令和8年10月1日

議第54号 鶴岡市立学校屋外運動場照明施設設置及び管理条例の一部改正について

- 1 照明施設の使用料を次のとおり改めるもの

(30分につき)

施設	区分	現行	改正案	改定率
鶴岡第二中学校屋外運動場照明施設・鶴岡第四中学校屋外運動場照明施設	全灯	1, 600円	2, 080円	30%
	2分の1灯	800円	1, 040円	
櫛引中学校屋外運動場照明施設	4基	300円	390円	
	3基	220円	280円	

2 施行期日 令和8年10月1日

議第55号 鶴岡市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部改正について

- 1 鶴岡市藤島農村環境改善センターを廃止するとともに、その他のセンターの使用料（基本使用料）を別紙のとおり改めるもの
- 2 鶴岡市羽黒農村環境改善センター及び鶴岡市朝日山村開発センターの開館時間を次のとおり改めるもの

(現行) 午前9時から午後10時まで

(改正案) 午前9時から午後9時30分まで

- 3 鶴岡市羽黒農村環境改善センター及び鶴岡市朝日山村開発センターの休館日に毎月の第3日曜日を加えるもの

- 4 センターの宿泊料を次のとおり改めるもの

現行		改正案			改定率
区分	基本使用料	区分		基本使用料	
高校生以下	260円	鶴岡市羽黒農村環境改善センター	高校生以下	270円	6%
			その他	550円	
その他	520円	鶴岡市櫛引農村環境改善センター	高校生以下	330円	30%
			その他	670円	

5 鶴岡市羽黒農村環境改善センターのグラウンド照明設備使用料を次のとおり改めるもの

区分	現行	改正案	改定率
基本使用料（1時間まで）	3,200円	4,160円	30%
追加使用料(超過30分ごと)	1,600円	2,080円	

6 施行期日 令和8年10月1日

議第56号 鶴岡市藤島運動広場設置及び管理条例の一部改正について

1 運動広場の開場時間を次のとおり改めるもの

(現行) 午前5時から午後9時30分まで

(改正案) 午前5時から午後7時まで

2 運動広場の使用料を次のとおり改めるもの (改定率: 30%)

(現行) 1,090円 → (改正案) 1,410円

3 夜間照明設備を廃止するもの

4 施行期日 令和8年10月1日

議第57号 鶴岡市公民館設置及び管理条例の一部改正について

1 鶴岡市中央公民館の使用料（基本使用料）を別紙のとおり改めるもの

2 施行期日 令和8年10月1日

議第58号 鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例の一部改正について

1 記念館の目的外の使用及び市民以外の使用に係る使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

(1) 旧東田川郡役所

(単位：円)

区分	現行				改正案 1時間当たり	改定率
	午前	午後	夜間	左記以外 (1時間につき)		
和室	2,000	2,300	4,300	600	650	15%
ギャラリー藤	2,000	2,300	4,300	600	650	

(2) 旧郡会議事堂

(単位：円)

区分	現行				改正案 1時間当たり	改定率
	午前	午後	夜間	左記以外 (1時間につき)		
明治ホール	5,100	5,900	7,400	1,500	1,690	15%
談話室	800	900	1,200	300	260	
応接室	700	800	1,100	300	230	

2 冷暖房を使用する場合の使用料について、基本使用料の額に100分の50を乗じて得た額から1時間当たりの定額に改めるもの

3 施行期日 令和8年10月1日

議第59号 鶴岡市地区構造改善センター設置及び管理条例の廃止について

1 鶴岡市藤島南部地区構造改善センターを廃止するもの

2 施行期日 令和8年4月1日

議第60号 鶴岡市羽黒コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について

1 センターの開館時間を次のとおり改めるもの

(現行) 午前8時30分から午後10時まで

(改正案) 午前9時から午後9時30分まで

2 センターの使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

(単位：円)

区分	現行				改正案	改定率
	午前	午後	夜間	全日		
集会室	3,300	4,800	8,000	15,100	1,290	12%
和室1	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
和室2	800	900	1,500	2,800	250	
研修室兼練習場1	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
研修室兼練習場2	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
搬入スペース	800	900	1,500	2,800	250	
談話室	800	900	1,500	2,800	250	
会議室	(新設)				480	

3 施行期日 令和8年10月1日

議第61号 鶴岡市手向地区ふるさとセンター設置及び管理条例の一部改正について

1 センターの開館時間を次のとおり改めるもの

(現行) 午前9時から午後10時まで

(改正案) 午前9時から午後9時30分まで

2 センターの休館日に毎月の第3日曜日を加えるもの

3 センターの使用料（基本使用料）について、同一施設である鶴岡市手向地区地域活動センターの使用料の改正に準じ改めるもの

(単位：円)

区分	現行				改正案	改定率
	午前	午後	夜間	全日		
講堂	2,800	4,400	7,300	14,100	1,170	12%
会議室	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
小会議室	800	900	1,500	2,500	250	
受講室	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
調理実習室	900	1,000	1,700	2,800	280	

4 施行期日 令和8年10月1日

議第62号 鶴岡市羽黒勤労者研修センター設置及び管理条例の一部改正について

1 センターの開館時間を次のとおり改めるもの

(現行) 午前9時から午後10時まで

(改正案) 午前9時から午後9時30分まで

2 センターの休館日に毎月の第3日曜日を加えるもの

3 センターの使用料（基本使用料）について、同一施設である鶴岡市広瀬地区地域活動センターの使用料の改正に準じ改めるもの

(単位：円)

区分	現行				改正案	改定率
	午前	午後	夜間	全日		
講堂	2,800	4,400	7,300	14,100	1,170	12%
第1研修室	800	900	1,500	2,500	250	
第2研修室	800	900	1,500	2,500	250	
第3研修室	800	900	1,500	2,500	250	
図書室	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
和室	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
調理室	900	1,000	1,700	2,800	280	

4 施行期日 令和8年10月1日

議第63号 鶴岡市大網地区地域交流センター設置及び管理条例の一部改正について

1 センターの開館時間を次のとおり改めるもの

(現行) 午前8時30分から午後10時まで

(改正案) 午前9時から午後9時30分まで

2 センターの休館日に毎月の第3日曜日を加えるもの

3 センターの目的外の使用に係る使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

(単位：円)

現行					改正案		改定率	
区分	午前	午後	夜間	全日	区分	1時間当たり		
大ホール	1,400	1,600	2,300	4,700	大ホール	420	12%	
第1和室	800	900	1,500	2,500	第1・2和室、 会議室	250		
第2和室	800	900	1,500	2,500	調理室	280		
会議室	800	900	1,500	2,500	交流室	480		
調理室	800	900	1,500	2,500				
交流室	1,500	1,700	2,900	5,100				

4 施行期日 令和8年10月1日

議第64号 鶴岡市旧遠藤家住宅設置及び管理条例の一部改正について

1 旧遠藤家住宅の入館料を次のとおり改めるもの

(単位：円)

区分		現行	改正案	改定率
個人	小学生、中学生	200	改正なし	4%
	高校生以上	300	310	
団体	小学生、中学生	100	改正なし	
	高校生以上	250	260	

2 旧遠藤家住宅の使用料を次のとおり改めるもの

(単位：円)

現行		改正案		改定率
区分	使用料	区分	使用料	
午前	2,090	1時間当たり	540	4%
午後	2,090			
1日	4,180			

3 施行期日 令和8年10月1日

議第65号 鶴岡市大鳥自然の家設置条例の一部改正について

1 自然の家の使用料を次のとおり改めるもの

(1人につき)

区分	現行		改正案		改定率
	宿泊	日帰り	宿泊	日帰り	
小中学校自然教室で使用の場合	370円	80円	改正なし	改正なし	
青少年の研修等で使用の場合	子供	500円	120円	510円	改正なし
	高校生	620円	160円	630円	改正なし
	大人	810円	240円	820円	改正なし
その他の使用の場合	子供	1,000円	250円	1,020円	改正なし
	高校生	1,250円	340円	1,270円	改正なし
	大人	1,640円	490円	1,670円	改正なし

2 施行期日 令和8年10月1日

議第66号 鶴岡市生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正について

1 センターの使用料（基本使用料）を別紙のとおり改めるもの

2 施行期日 令和8年10月1日

議第67号 鶴岡市温海温泉林業センター設置及び管理条例の一部改正について

1 センターの利用時間を次のとおり改めるもの

(現行) 午前9時から午後10時まで → (改正案) 午前9時から午後9時30分まで

2 1のほか、センターの使用料を次のとおり改めるもの

(1) 諸室使用料（うち基本使用料）

(単位：円)

区分	現行				改正案	改定率
	午前	午後	夜間	全日		
大集会室	3,250	4,880	8,140	15,000	1,350	12%
青年集会室	710	810	1,520	2,540	250	
第1研修室	1,730	1,930	3,250	5,800	570	
第2研修室	1,520	1,730	2,950	5,090	510	
調理室	810	1,010	1,730	2,850	290	

(2) 浴室使用料（改定率：12%）

(現行) 1回につき 2,130円 → (改正案) 1回につき 2,380円

3 施行期日 令和8年10月1日

議第68号 鶴岡市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

1 センター使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

(1) 会議室使用料

(単位：円)

区分	現行				改正案	改定率
	午前	午後	夜間	全日		
大会議室1	1,500	2,600	2,900	6,300	720	30%
大会議室2	1,500	2,600	2,900	6,300	720	
小会議室	800	1,300	1,400	3,200	360	
健康増進ホール1	1,000	1,700	1,800	4,100	460	
健康増進ホール2	1,300	2,200	2,400	5,300	610	
栄養指導研修室	1,300	2,200	2,400	5,300	610	
栄養指導研修室・調理実習室	2,000	3,300	3,600	8,000	920	

(2) 軽トレーニングルーム使用料

(単位：円)

区分	現行	改正案	改定率
一般使用（1回）	210	270	30%
回数券（11回券）	2,100	2,700	
年間使用券（1年間）	4,200	5,400	

2 施行期日 令和8年10月1日

議第69号 鶴岡市障害者支援センター設置及び管理条例の一部改正について

1 鶴岡市ゆうあいプラザの有料施設の使用料を次のとおり改めるもの

(1時間につき)

区分	現行	改正案	改定率
軽運動ホール	740円	930円	27%
多目的ホール	310円	390円	
会議室	210円	260円	

2 施行期日 令和8年10月1日

議第70号 鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について

1 令和8年度から国民健康保険税の税率（額）を次のように改めるもの

(1) 子ども・子育て支援金分

	新設
所得割率	0.2%
均等割額	1,200円
平等割額	800円
18歳以上均等割額	100円

(2) 基礎課税（医療保険）分

	現行	改正案
所得割率	7.5%	7.1%
均等割額	25,200円	25,100円
平等割額	18,400円	18,200円

2 子ども・子育て支援金分の新設に伴い、均等割額、平等割額の軽減額を規定するもの

3 基礎課税（医療保険）分均等割額、平等割額の改正に伴い、軽減額を改めるもの

4 施行期日 令和8年4月1日

議第71号 鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与条例の制定について

1 目的

鶴岡市立荘内病院（以下「病院」という。）に医療従事者として勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、病院における医療従事者の確保を図ることを目的とするもの

2 貸与の対象者

次の要件を備える者とするもの

- (1) 医療従事者として病院に勤務する意思を有していること。
- (2) 医療従事者を養成する学校又は養成所（以下「養成学校等」という。）に在学していること。
- (3) 他の修学資金の返還の債務がないこと（特に認める場合を除く。）。

3 修学資金の額等

- (1) 修学資金の額 年額 80万円以内
- (2) 貸与期間 貸与を受ける者の在学する養成学校等の正規の修学期間

4 保証人

修学資金の貸与を受けようとする者は、その者と連帶して修学資金の返還の債務を負担する保証人を立てなければならないこととするもの

5 貸与の休止

修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学までの期間は修学資金の貸与を行わないこととするもの

6 貸与の打ち切り

退学、学業不振その他の事由により修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるときは、修学資金の貸与を打ち切るもの

7 返還

修学資金の貸与を受けた者が 養成学校等を卒業したとき又は修学資金の貸与を打ち切られたときは、特に認めるときを除き、一括して返還しなければならないもの

8 返還の猶予

修学資金を返還すべき者が次のいずれかに該当するときは、その期間は返還を猶予することができるのこととするもの

- (1) 所定の期間病院に勤務することにより返還の免除を受けようとするとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

9 返還の免除

修学資金の貸与を受けた者が次のいずれかの事由に該当することとなったときは、修学資金の返還を免除するもの

- (1) 一定の期間内に病院に勤務し、引き続き所定の期間（貸与期間に1.5を乗じた期間（5年に満たないときは5年））在職したとき。
- (2) 病院に在職中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のために免職されたとき。

10 施行期日 令和8年4月1日

議第72号 鶴岡市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について

1 鶴岡市立荘内病院及び鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院において徴収する使用料及び手数料の一部について、次のとおり改めるもの

(1) 条例別表第1に定める入院料加算額（1日につき）

区分	入院室	現行	改正案	改定率
鶴岡市立荘内病院	特別室	16,500円以内	18,150円以内	10%
	個室	6,600円以内	7,260円以内	
	個室的3床室	2,200円以内	2,420円以内	
鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	特別室	5,500円以内	6,050円以内	
	個室	1,650円以内	1,810円以内	

(2) 条例別表第2に定める使用料及び手数料

種別	単位	現行	改正案	改定率
証明等文書手数料	1通	3,300円以内	3,630円以内	10%

2 施行期日 令和8年10月1日

議第73号 鶴岡市藤島ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正について

1 ふれあいセンターの目的外の使用に係る使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

区分	現行		改正案	改定率
	日中	夜間		
多目的室	4,400円	5,500円	1,370円	25%
和会議室1	830円	1,030円	250円	
和会議室2	830円	1,030円	250円	
交流談話室	2,120円	2,650円	660円	
駐車場等屋外施設	2,200円	2,200円	610円	

2 施行期日 令和8年10月1日

議第74号 鶴岡市高齢者活動センター設置及び管理条例の一部改正について

1 センターの使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

(1時間につき)

区分	現行		改正案		改定率
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
制作展示室	310円	480円	340円	530円	12%
楽焼室	150円	180円	160円	200円	

2 楽焼用ガス窯の使用に係る使用料を次のとおり改めるもの（改定率：12%）

（現行）1回につき 2,750円 → （改正案）1回につき 3,080円

3 施行期日 令和8年10月1日

議第75号 鶴岡市高齢者等活動支援施設設置及び管理条例の一部改正について

1 高齢者等活動施設の使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

(単位：円)

区分	現行			改正案	改定率
	午前	午後	夜間	1時間当たり	
全館	8,550	8,550	10,710	2,720	30%
会議室	1,600	1,600	2,140	520	
視聴覚室	1,600	1,600	2,140	520	
ボランティア室	1,600	1,600	2,140	520	
調理実習室	1,600	1,600	2,140	520	
ふれあいルーム・研修室	1,600	1,600	2,140	520	
創作室	1,600	1,600	2,140	520	

2 施行期日 令和8年10月1日

議第76号 鶴岡市湯之里公衆浴場設置及び管理条例の一部改正について

- 1 湯之里公衆浴場の利用料金を次のとおり改めるもの

区分	現行	改正案	改定率
利用料金基準額	1回 200円	1回 300円	50%

- 2 施行期日 令和8年7月1日

議第77号 鶴岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 1 農地利用最適化に関する活動を実施した農業委員会委員等に対して、その実績に応じ最適化活動実績報酬を支給することとするもの

- 2 施行期日 令和8年4月1日

議第78号 鶴岡市火入れに関する条例の一部改正について

- 1 鶴岡市火災予防条例の一部改正を受け、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された際の対応を明記するもの

- 2 施行期日 令和8年4月1日

議第79号 鶴岡市漁港管理条例の一部改正について

- 1 漁港施設の占用料を次のとおり改めるもの

区分	単位	現行	改正案	改定率
建築物その他これに類する施設を設置する場合	占用面積1平方メートルにつき 1年	70円	81円	17%
電柱（支柱を含む。）類を設置する場合	1本につき 1年	1,500円	改正なし	
各種管類を埋設する場合	長さ1メートルにつき 1年	60円	70円	
水域に工作物を設置する場合	占用面積1平方メートルにつき 1年	45円	52円	
上記以外の場合	占用面積1平方メートルにつき 1年	15円	17円	

- 2 施行期日 令和8年10月1日

議第80号 鶴岡市庄内産業振興センター設置及び管理条例の一部改正について

- 1 ホール等の有料施設の使用料（基本使用料）を別紙のとおり改めるもの
- 2 施行期日 令和8年10月1日

議第81号 鶴岡市勤労者会館設置及び管理条例の一部改正について

- 1 勤労者会館の使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

(単位：円)

区分	現行				改正案 1時間当たり	改定率
	午前	午後	夜間	全日		
大会議室	1,030	1,870	1,870	3,970	420	15%
大ホール	1,870	3,130	3,130	6,580		
上記以外の室	720	1,250	1,250	2,500	280	

- 2 施行期日 令和8年10月1日

議第82号 鶴岡市駐車場設置及び管理条例の一部改正について

- 1 駐車場の駐車料金について、24時間当たりの上限を変更するもの
(現在) 800円 → (改正後) 1,000円 (改定率: 25%)
- 2 入場後の料金無料時間を変更するもの
(現在) 3時間まで無料 → (改正後) 2時間まで無料
- 3 施行期日等 令和8年10月1日 (同日以後に入場する自動車から適用)

議第83号 鶴岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

- 1 鶴岡都市計画地区計画（鶴岡西産業地区地区計画）の決定を受け、今後、事業者が当該区域における開発等を行う場合における、建築物の用途、容積率、建蔽率、敷地面積、壁面の位置の制限等を定めるもの
- 2 施行期日 令和8年4月1日

議第84号 鶴岡市都市公園条例の一部改正について

- 1 鶴岡市赤川市民ゴルフ場の使用料を次のとおり改めるもの

(1) ゴルフ場使用料

単位	現行		改正案		改定率
	大人	高校生等以下	大人	高校生等以下	
1人 1ラウンド	2,250円	1,950円	2,900円	2,500円	30%
1人 0.5ラウンド	1,400円	1,200円	1,800円	1,550円	

(2) 手引きカート使用料

単位	現行	改正案	改定率
1人 1ラウンド	300円	350円	30%
1人 0.5ラウンド	200円	250円	

(3) 乗用カート使用料

単位	現行			改正案				改定率
	1人	2人	3・4人	1人	2人	3人	4人	
1人 1ラウンド以上	1,700円	850円	600円	2,200円	1,100円	700円	550円	30%
1人 0.5ラウンド	850円	450円	300円	1,100円	550円	350円	250円	

2 鶴岡市櫛引総合運動公園野外ステージの使用料を次のとおり改めるもの

(1時間当たり)

区分		現行	改正案	改定率
照明設備一式		1,060円	1,370円	
音響設備一式		530円	680円	
都市公園の用途以外の使用	入場料金を徴収しない場合	平日	1,040円	1,350円
		土曜日 日曜日 祝日	1,250円	1,620円
		平日	1,560円	2,020円
	入場料金を徴収する場合	土曜日 日曜日 祝日	2,080円	2,700円

3 鶴岡市櫛引総合運動公園イベント広場の使用料を次のとおり改めるもの

(1時間当たり)

区分		現行	改正案	改定率
都市公園の用途以外の使用	入場料金を徴収しない場合	平日	1,040円	1,350円
		土曜日 日曜日 祝日	1,250円	1,620円
	入場料金を徴収する場合	平日	1,560円	2,020円
		土曜日 日曜日 祝日	2,080円	2,700円

4 施行期日 令和8年10月1日

議第85号 鶴岡市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

- 1 単身世帯を含め、住宅に困窮する低額所得者に対して、より的確に市営住宅の供給を行うため、子育て優先選考住宅を除き同居親族要件を不要とするもの
- 2 公募の方法について、市ホームページへの掲載等実情に合わせた方法に改正するもの
- 3 施行期日 令和8年4月1日

議第86号 鶴岡市公共下水道条例の一部改正について

- 1 災害その他の非常の場合において、排水設備等の復旧工事の円滑な実施を図るため、他の市町村長の指定を受けた工事店が、本市で工事を行うこととすることとするもの
- 2 施行期日 公布の日

議第87号 鶴岡市集落排水処理施設条例の一部改正について

- 1 三瀬地区農業集落排水事業の工事進捗に伴い、三瀬地区の一部において下水道の使用が新たに可能となることから、同地区を処理区域に追加するもの
- 2 前項の追加に伴い、鶴岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に規定する処理区域について、改正を行うもの
- 3 施行期日 令和8年4月1日

議第88号 鶴岡市藤島エコタウンセンター設置及び管理条例の一部改正について

1 エコタウンセンターの目的外の使用に係る使用料を次のとおり改めるもの

(単位：円)

区分	現行			改正案	改定率
	午前	午後	夜間	1時間当たり	
大会議室	4,650	4,650	5,810	1,200	8%
和会議室	3,430	3,430	4,650	910	
調理実習室	2,320	2,320	3,490	640	
起業家支援室	月額 16,500			月額 17,700	

2 冷暖房料について、次のとおり改めるもの

(単位：円)

区分	現行	改正案	改定率
大会議室	基本使用料に100分の45を乗じて得た額	540	8%
和会議室		400	
調理実習室		280	
起業家支援室		月額 7,960	

3 施行期日 令和8年10月1日

議第89号 鶴岡市いでは文化記念館設置及び管理条例の一部改正について

1 記念館の入館料を次のとおり改めるもの

区分	現行	改正案	改定率
大人	個人 400円	450円	5%
	団体 350円	400円	
高校・大学生	個人 300円	350円	5%
	団体 250円	300円	
小・中学生	個人 200円	250円	5%
	団体 150円	200円	

2 ホール等の有料施設の使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

区分	現行			改正案	改定率 5%
	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 10時まで		
レクチャーホール	3,300	3,300	4,400	880円	
会議室	430	430	430	110円	
和室1	430	430	430	110円	
和室2	430	430	430	110円	
レクチャールーム	430	430	430	110円	
創作室	430	430	430	110円	
制作室	430	430	430	110円	
研修室	430	430	430	110円	
企画展示室	1週間当たり 9,800				

3 施行期日 令和8年10月1日

議第90号 鶴岡市営羽黒山スキー場設置及び管理条例の一部改正について

1 ペアリフトの使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

区分	現行		改正案		改定率
	大人	小人	大人	小人	
1回券	220円	160円	250円	180円	15%
11回券	2,200円	1,600円	2,500円	1,800円	
半日券	2,000円	1,200円	2,300円	1,400円	
1日券	3,000円	2,000円	3,500円	2,300円	
シーズン券	21,400円	10,200円	25,000円	12,000円	

2 施行期日 令和8年11月1日

議第91号 鶴岡市創造の森設置及び管理条例の一部改正について

1 創造の森の使用料を次のとおり改めるもの

(1) 諸室使用料（うち基本使用料）

(単位：円)

区分	現行			改正案 1時間当たり	改定率
	午前	午後	夜間		
和室（1室につき）	510	610	1,020	170	9%
全和室	1,020	1,220	2,040	350	
レクチャールーム	1,020	1,220	2,040	350	
調理実習室	820	920	1,630	280	
全館	2,750	3,260	5,600	970	

(2) 宿泊研修宿泊料

(1人1泊につき)

区分	現行	改正案	改定率
高校生以下の者	270円	290円	9%
上記以外の者	540円	580円	

2 施行期日 令和8年10月1日

議第92号 鶴岡市ほのかたらのきだい設置及び管理条例の一部改正について

1 体験施設の使用料を次のとおり改めるもの

区分		現行		改正案		改定率
		単位	金額	単位	金額	
宿泊料	大人（中学生以上）	1人1泊当たり	3,350円	1人1泊当たり	3,500円	5%
	子供（小学生以下）		2,300円		2,400円	
休憩料 (日帰り)	研修室	1日	4,190円	1時間当たり	550円	
		半日	2,090円			
		夜間	2,090円			
	交流室	1日	4,190円	1時間当たり	550円	
		半日	2,090円			
		夜間	2,090円			
	学習室	1日	2,090円	1時間当たり	280円	
		半日	1,040円			
		夜間	1,040円			
暖房料	小部屋	1回	520円	1回	540円	
	大部屋	1回	1,040円	1回	1,080円	

2 施行期日 令和8年10月1日

議第93号 鶴岡市櫛引たらのきだいスキー場設置及び管理条例の一部改正について

- 1 1日券、4時間券、ナイター券において、高校生の使用料を新たに新設するもの
- 2 1のほか、スキー場の使用料を次のとおり改めるもの

現行			改正案			改定率 15%
区分	大人	小人	区分	大人	小人	
1回券	220円	150円	1回券	250円	150円	
11回券	2,200円	1,300円	11回券	2,500円	1,300円	
1日券	2,900円	2,000円	1日券	3,300円	2,000円	
(新設)			高校生1日券	2,000円	—	
4時間券	2,000円	1,200円	4時間券	2,300円	1,200円	
(新設)			高校生4時間券	1,200円	—	
ナイター券	2,000円	1,000円	ナイター券	2,300円	1,000円	
シニアナイター券	1,300円	—	シニアナイター券	1,400円	—	
レディースナイター券	1,300円	—	レディースナイター券	1,400円	—	
(新設)			高校生ナイター券	1,000円	—	
シーズン券	20,400円	10,200円	シーズン券	23,400円	10,200円	
2日フリー券	3,800円	2,500円	2日フリー券	4,300円	2,500円	
ファミリー1日券	1人につき 2,300円	1人につき 1,600円	ファミリー1日券	1人につき 2,600円	1人につき 1,600円	

3 施行期日 令和8年10月1日

議第94号 鶴岡市地場産業振興施設設置及び管理条例の一部改正について

1 地場産業振興施設の利用料金基準額を次のとおり改めるもの

区分	現行			改正案 1時間当たり	改定率
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで		
会議室	1,500円	1,500円	2,000円	500円	26%
和室	1,000円	1,000円	1,500円	370円	

2 施行期日 令和8年10月1日

議第95号 鶴岡市月山あさひ博物村設置及び管理条例の一部改正について

1 文化創造館の利用料を次のとおり改めるもの

施設区分	利用料金基準額				改定率	
	利用区分		金額			
			現行	改正案		
文化創造館	個人	小学生・中学生	200円	300円	50%	
		高校生以上	300円	400円		
	団体	小学生・中学生（15人以上49人まで）	150円	250円		
		小学生・中学生（50人以上）	130円	230円		
		高校生以上（15人以上49人まで）	250円	350円		
		高校生以上（50人以上）	200円	300円		

2 施行期日 令和8年10月1日

議第96号 鶴岡市タキタロウ館設置及び管理条例の一部改正について

1 釣り堀の利用に係る利用料金基準額を次のとおり改めるもの

(一人につき)

区分	利用料金基準額		改定率
	現行	改正案	
釣り堀	550円	700円	27%

2 施行期日 令和8年5月1日

議第97号 鶴岡市あさひ自然体験交流施設設置及び管理条例の一部改正について

1 スキー場施設等利用料金基準額を別紙のとおり改めるもの

2 施行期日 令和8年7月1日

議第98号 字の区域及び名称の変更について

県営金森目地区土地改良事業の施行に伴い、当該事業の施行区域において字の区域の境界と
していた道路、水路等が全て排除され、新たな区画に基づいた道路、水路等が設置されたこと
から、字の区域及び名称について変更するもの